

山形商工会議所表彰規則（抜粋）

第2条 本商工会議所会員事業所の従業員で同一事業所に10年以上に亘り勤続し、成績優秀な者に対してはこれを表彰する。

2. 前項により表彰された者は、10年を経過した後にこれを表彰することができる。

第3条 本商工会議所会員事業所の従業員で商工業の振興発展に著しく功績のあったものは前条の規定にかかわらず表彰することができる。

第4条 表彰は、常議員会の議決により行うものとする。

第5条 表彰は、会頭名をもって表彰状及び記念品を贈呈して、これを行う。

ただし、第1条による表彰及び第2条に該当する表彰者のうち30年以上勤続の場合は、日本商工会議所会頭と連名にて表彰する。

第6条 この規則の取扱要項については、別にこれを定める。

表彰規則取扱要項（抜粋）

1. 表彰は、毎事業年度において1回、適宜の時期にこれを行う。
2. 表彰は、当該年度会費を納入した事業所であることとする。
3. 規則第2条及び第3条による表彰に際し、事業主は表彰決定後に所定の表彰負担金を納入するものとする。
4. 規則第2条及び第3条による推薦は、事業所の役員を除くものとし、推薦書の様式は別紙による。
5. 規則第2条による1事業年度の表彰は、原則として1事業所1人とする。但し、やむを得ない事情による場合は2人以上を推薦することができる。
6. 規則第2条の勤続年数の算定は、当該年度の9月末日をもって計算する。
7. 組織、業種、社（店）名の変更等があっても、事実上同一事業体として存続する事業所については、同一事業所として取扱うものとする。